

仙台市家庭ごみ集積所用具の配付に関する要綱

(令和元年12月19日環境局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、定日収集生活ごみ処理申出書を提出した団体（以下「定収団体」という。）による、家庭ごみの集積場所（以下「集積所」という。）の清潔の保持及び適正な維持管理に資するため、本市が配付する集積所用具（以下「用具」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飛散防止・鳥獣対策用ネット
集積所に設置し、収集曜日当日に排出された指定袋等を覆うネット
- (2) 集積所掲示ボード
収集曜日等を周知するために使用するボード
- (3) 収集曜日ステッカー（以下「曜日ステッカー」という。）
集積所掲示ボードに貼付する生活ごみの収集指定日を印字したステッカー

(配付の対象)

第3条 用具の配付を受けることができる者は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年仙台市条例第5号）第16条及び仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成5年仙台市規則第30号）第12条第1項に基づき、定収団体とする。

(遵守事項)

第4条 用具の配付を受ける定収団体は、用具の使用・管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 集積所を利用する世帯等で協力して適正に管理すること
- (2) 用途以外の使用、第三者への転貸及び売却をしないこと
- (3) 歩行者、車両等の通行の妨げにならないように使用すること
- (4) 紛失、盗難、破損、強風等による事故等が発生しないように、適正な維持管理を行うこと
- (5) 修繕等に必要となる費用は配付を受けた者で負担すること

(配付する用具)

第5条 配付する用具は次のとおりとする。

- (1) 飛散防止・鳥獣対策用ネット（以下「飛散防止ネット」という。）
 - ア 大（3 m×4 m）
 - イ 小（2 m×3 m）
- (2) 集積所掲示ボード（以下「掲示ボード」という。）
 - ア 大（45 cm×60 cm）
 - イ 小（45 cm×30 cm）
- (3) 収集曜日ステッカー

2 配付する用具の数は、いずれも原則として1集積所につき1枚とする。ただし、環境

局長が特に必要があると認めた場合はその限りでない。

(無償配付)

第6条 配付は無償とする。

(配付の申請)

第7条 用具の配付を受けようとする定収団体は、飛散防止ネットについては「飛散防止・鳥獣対策用ネット配付申請書兼受領書」(様式第1号)、掲示ボードについては「集積所掲示ボード配付申請書兼受領書」(様式第2号)、曜日ステッカーについては「収集曜日ステッカー配付申請書兼受領書」(様式第3号)を環境局長に提出しなければならない。

(配付及び受領)

第8条 環境局長は、前条の申請に基づき集積所の所在及び重複申請の有無等を確認のうえ、問題がない場合には用具を配付する。

2 用具を受領した定収団体は、受領書を環境局長に提出しなければならない。

(配付の拒否)

第9条 環境局長は、次のいずれかに該当する場合は、用具の配付を拒否することができる。

- (1) 前条第1項の確認により問題が認められたとき
- (2) その他環境局長が配付する必要があると認められたとき

(免責)

第10条 用具に起因して生じた事故、損害等については、市は責任を負わないものとする。

(配付の再申請)

第11条 用具の配付については、次の各号のいずれかに該当する場合に再度申請することができるものとする。

- (1) 直近に配付を受けた日から3年を経過しているとき
- (2) 不可抗力による破損等で使用に耐えなくなり、かつ、環境局長が認められたとき

(再配付の拒否)

第12条 環境局長は、次のいずれかに該当する場合は、用具の再配付を拒否することができる。

- (1) 前条第1項の確認により問題が認められたとき
- (2) 第3条の遵守事項を履行していないとき
- (3) その他環境局長が配付する必要があると認められたとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から実施する。

附 則 (令和8年3月30日改正)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。